

教 職 第 6 7 4 号
教 安 第 7 7 3 号
平成 2 8 年 1 1 月 8 日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の公布について（通知）

このことについて別添写しのとおり、千葉県環境生活部長から通知がありました。つきましては、本条例を貴委員会職員及び貴管下の学校及び認定こども園に周知するとともに、平成 2 9 年 4 月 1 日の施行に向けて、別添資料「自転車交通安全教育に関する調査結果」を参考に、職員及び幼児児童生徒の自転車の安全利用に対する意識の向上及び交通事故防止が図られますよう、お願いいたします。

【担 当】

- ・ 職員の自転車安全利用について
千葉県教育庁教育振興部
教職員課管理室
TEL 043-223-4036
- ・ 自転車安全教育について
千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課安全室
TEL 043-223-4091

教 職 第 6 7 4 号
教 安 第 7 7 3 号
平成 2 8 年 1 1 月 8 日

各教育事務所長 様

教 育 長

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の公布に
ついて（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各市町村教育委員会教育長宛て通知しましたので、了知するとともに、管内市町村教育委員会に対し、交通安全教育の一層の推進が図られるよう指導願います。

【担 当】

- ・ 職員の自転車安全利用について
教育振興部教職員課管理室
TEL 043-223-4036
- ・ 自転車安全教育について
教育振興部学校安全保健課安全室
TEL 043-223-4091



教 職 第 6 7 4 号
教 安 第 7 7 3 号
平成 2 8 年 1 1 月 8 日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の公布について（通知）

このことについて別添写しのとおり、千葉県環境生活部長から通知がありました。つきましては、本条例を貴委員会職員及び貴管下の学校及び認定こども園に周知するとともに、平成 2 9 年 4 月 1 日の施行に向けて、別添資料「自転車交通安全教育に関する調査結果」を参考に、職員及び幼児児童生徒の自転車の安全利用に対する意識の向上及び交通事故防止が図られますよう、お願いいたします。

【担 当】

- ・ 職員の自転車安全利用について
千葉県教育庁教育振興部
教職員課管理室
TEL 043-223-4036
- ・ 自転車安全教育について
千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課安全室
TEL 043-223-4091

教 職 第 6 7 4 号
教 安 第 7 7 3 号
平成 2 8 年 1 1 月 8 日

各県立学校長 様

教 育 長

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の公布について（通知）

このことについて別添写しのとおり、千葉県環境生活部長から通知がありました。ついては、本条例を職員に周知するとともに、平成 2 9 年 4 月 1 日の施行に向けて、別添資料「自転車交通安全教育に関する調査結果」を参考に、職員及び幼児児童生徒の自転車の安全利用に対する意識の向上及び交通事故防止が図られますよう、より一層の御指導をお願いします。

【担 当】

- ・ 職員の自転車安全利用について
教育振興部教職員課管理室
TEL 043-223-4036
- ・ 自転車安全教育について
教育振興部学校安全保健課安全室
TEL 043-223-4091

教 総 第 8 5 4 号
教 安 第 7 7 3 号
平成 2 8 年 1 1 月 8 日

庁 内 各 課 長
各 教 育 機 関 の 長 様
(県 立 学 校 を 除 く)

教 育 長

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の公布について（通知）

このことについて別添写しのとおり、千葉県環境生活部長から通知がありました。については、本条例を職員に周知するとともに、平成 2 9 年 4 月 1 日の施行に向けて、自転車の安全利用に対する意識の向上及び交通事故防止が図られますよう、適切な対応をお願いします。

なお、主管課においては、関係団体にも周知願います。

【担 当】

- ・ 職員の自転車安全利用について
企画管理部教育総務課総務班
TEL 043-223-4002
- ・ 自転車安全教育について
教育振興部学校安全保健課安全室
TEL 043-223-4091

平成28年度自転車交通安全教育に関する調査結果 No.1

H28.10.3 現在

※全ての学校種で、千葉市立の学校を除く。
 ※小学校は義務教育学校1校を含む。また、中学校は県立中学校2校を含む。
 ※高等学校は、全日制(県立、市立)126校、定時制17校、通信制1校。
 ※割合(%)は、6及び15を除き、学校数に対する割合

質問項目	小学校		中学校		高等学校		合計		
	数	%	数	%	数	%	数	%	
学校数	692		325		144		1161		
通学等で自転車を利用することを認めていますか。(複数回答可)									
1	① 一切を禁止している	631	91.2%	64	19.7%	0	0.0%	695	59.9%
	② 条件を満たせば許可している	43	6.2%	193	59.4%	51	35.4%	287	24.7%
	③ 申請があれば無条件で許可、又は届出制としている	18	2.6%	70	21.5%	84	58.3%	172	14.8%
	④ 届出等一切不要で認めている	2	0.3%	14	4.3%	16	11.1%	32	2.8%
通学等で自転車利用を認めているのは、どのような場合ですか。(複数回答可) 【1で、②③④を選んだ学校のみ回答】									
2	① 通学	21	3.0%	212	65.2%	143	99.3%	376	32.4%
	② 部活動など学校の教育活動	47	6.8%	239	73.5%	103	71.5%	389	33.5%
平成27年度、教科等で、自転車交通安全教育を実施しましたか。(複数回答可)									
【関係する項目】(学校における自転車交通安全教育等) 第十一条 学校の設置者及び長は、在学する児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。									
3	① 社会科(公民)	19	2.7%	5	1.5%	0	0.0%	24	2.1%
	② 保健体育	35	5.1%	34	10.5%	44	30.6%	113	9.7%
	③ 家庭科	2	0.3%	1	0.3%	3	2.1%	6	0.5%
	④ 道徳	40	5.8%	20	6.2%	10	6.9%	70	6.0%
	⑤ 総合的な学習の時間	38	5.5%	71	21.8%	43	29.9%	152	13.1%
	⑥ 学級活動(ホームルーム活動)	357	51.6%	192	59.1%	105	72.9%	654	56.3%
	⑦ 学校行事	512	74.0%	170	52.3%	111	77.1%	793	68.3%
	⑧ その他	49	7.1%	86	26.5%	21	14.6%	156	13.4%
	⑨ 実施していない	14	2.0%	19	5.8%	0	0.0%	33	2.8%
どのような形式で実施しましたか。(複数回答可) 【3で①～⑧を選んだ学校のみ回答】 ※割合は全学校数に対する割合									
4	① 講義、講話、映画等の鑑賞形式	446	64.5%	220	67.7%	110	76.4%	776	66.8%
	② 実技や体験形式	601	86.8%	114	35.1%	11	7.6%	726	62.5%
	③ スケアード・ストレイト教育技法	16	2.3%	35	10.8%	15	10.4%	66	5.7%
	④ 自転車の点検及び整備	318	46.0%	156	48.0%	123	85.4%	597	51.4%
	⑤ その他の自転車交通安全教育	113	16.3%	88	27.1%	45	31.3%	246	21.2%
実施している学校について、どのような内容に触れていますか。(複数回答可) ※割合は全学校数に対する割合									
【関係する項目】(自転車利用者の責務) 第五条 自転車利用者は、法その他の法令を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を励行し、自転車が関係する交通事故を自ら防止するよう努めなければならない。									
5	① 交差点を通行しようとするときは、信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、状況に応じて一時停止又は徐行するなど、安全を確認して通行すること。【第1項】	669	96.7%	277	85.2%	127	88.2%	1073	92.4%
	② 日没から日の出までの間のほか、夕方には前照灯を点灯すること。【第2項】	509	73.6%	250	76.9%	102	70.8%	861	74.2%
	③ 他の自転車との並進その他の歩行者、自転車及び自動車等の通行の妨げとなるような運転をしないこと。【第3項】	615	88.9%	280	86.2%	137	95.1%	1032	88.9%
	④ 通行することが認められている歩道において、歩行者に危害及び迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮し、自転車を押して歩くこと。【第4項】	519	75.0%	242	74.5%	103	71.5%	864	74.4%
	⑤ 他の交通の安全に配慮し、道路及び交通の状況に応じた適正な速度及び方法で走行すること。【第5項】	557	80.5%	257	79.1%	120	83.3%	934	80.4%
	⑥ 傘もしくは携帯電話用装置等を使用し、又はイヤホンもしくはヘッドホンを使用して音楽を聴きながら運転するなど、運転に必要な注意を怠ることにつながる行為をしないこと。【第6項】	457	66.0%	292	89.8%	141	97.9%	890	76.7%
	⑦ ①～⑥の内容には触れていない	10	1.4%	9	2.8%	1	0.7%	20	1.7%

平成28年度 自転車交通安全教育に関する調査結果 No. 2

質問項目	小学校		中学校		高等学校		合計		
	数	%	数	%	数	%	数	%	
学校数	692		325		144		1161		
登下校の通学路において、自転車の乗車指導を行っていますか。(複数回答可)【2で①を選んだ学校のみ回答】 ※割合(%)は、2で①と答えた学校数に対する割合									
6	① 定期的に教職員による乗車指導を行っている	17	81.0%	191	90.1%	110	76.9%	318	84.6%
	② 定期的に保護者やボランティア等による乗車指導を行っている	11	52.4%	103	48.6%	44	30.8%	158	42.0%
	③ ①②以外の方による乗車指導を行っている	2	9.5%	18	8.5%	25	17.5%	45	12.0%
	④ 実施していない	3	14.3%	7	3.3%	21	14.7%	31	8.2%
	2① 通学で自転車利用を認めている学校数	21		212		143		376	
平成27年度、児童生徒が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実践する活動を行っていますか。(複数回答可)									
【関係する項目】第十一条 2 学校の設置者及び長は、在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実践するよう配慮しなければならない。									
7	① こども自転車大会への参加(小学校のみ)	19	2.7%					19	1.6%
	② 生徒会(児童会)活動(又は、児童生徒主体の活動)で、自転車交通安全に関する活動を実施した	44	6.4%	106	32.6%	28	19.4%	178	15.3%
	③ 自転車マナーアップ隊の活動に参加している(中学校・高等学校のみ)			7	2.2%	50	34.7%	57	4.9%
	④ その他	203	29.3%	106	32.6%	44	30.6%	353	30.4%
平成27年度、教職員を対象を対象に、自転車交通安全に関する研修を実施しましたか。(複数回答可)									
8	① 教職員を対象とした研修を実施した	93	13.4%	82	25.2%	25	17.4%	200	17.2%
	② 保護者等を対象とした研修を実施した	26	3.8%	10	3.1%	5	3.5%	41	3.5%
	③ 実施していない	579	83.7%	234	72.0%	118	81.9%	931	80.2%
【関係する項目】(反射器材の備付け及び乗車用ヘルメットの着用等) 第十四条 3 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を装着させ、又は使用させるよう努めなければならない。									
自転車の乗車時のヘルメット使用について、貴校ではどのように指導していますか。									
9	① 自転車乗車時は常にヘルメット着用を義務付けている	33	4.8%	31	9.5%	0	0.0%	64	5.5%
	② 通学等の自転車乗車時はヘルメット着用を義務付けている	15	2.2%	211	64.9%	0	0.0%	226	19.5%
	③ ヘルメットの着用を推奨しているが、義務付けてはない	13	1.9%	10	3.1%	20	13.9%	43	3.7%
	④ 特に何も指導していない	0	0.0%	10	3.1%	124	86.1%	134	11.5%
	⑤ 自転車乗車時は常にヘルメット着用を義務付けている(通学等で許可していない学校)	84	12.1%	0	0.0%	0	0.0%	84	7.2%
	⑥ ヘルメット着用を推奨しているが、義務付けてはない(通学等で許可していない学校)	516	74.6%	22	6.8%	0	0.0%	538	46.3%
	⑦ 特に何も指導していない(通学等で許可していない学校)	31	4.5%	41	12.6%	0	0.0%	72	6.2%
児童生徒用の自転車乗車ヘルメットについて、市町村等からの貸与、支給がありますか。									
10	① 通学等に利用する児童生徒について、市町村等からの貸与、支給がある	16	2.3%	81	24.9%	0	0.0%	97	8.4%
	② 全児童生徒について、市町村等からの貸与、支給がある	0	0.0%	18	5.5%	0	0.0%	18	1.6%
	③ 貸与、支給はない	676	97.7%	226	69.5%	144	100.0%	1046	90.1%
【各市町村の制度】									
<ul style="list-style-type: none"> ・貸与(印西市):小中学校の自転車通学者全員に対し、貸与する。 ・貸与(八千代市):自転車通学者に対し、希望があれば貸与する。 ・貸与(栄町):部活動で自転車を利用する小学生に対し、貸与する。 ・支給(八街市・白井市・南房総市):自転車通学者に対し、市又は警察署より支給される。 ・支給(横芝光町・長柄町・館山市):中学校入学時に全生徒に対し、支給される。 ・配付(浦安市):自転車通学禁止、部活動で移動時やむを得ず自転車を使用する場合はヘルメット着用を義務付け、H27に中学校各校40~60個配付。 ・寄贈(鋸南町):交通安全協会より中学入学時に全生徒に対し、寄贈される。 ・補助金(山武市):全児童生徒に対し、購入時に一部補助金を出す。 ・補助金(成田市・香取市・多古町・東金市・いすみ市・九十九里町・富津市・匝瑳市・鴨川市・富里市・栄町・大網白里市):自転車通学者に対し、一部補助金を出す。 									

平成28年度 自転車交通安全教育に関する調査結果 No. 3

質 問 項 目		小学校		中学校		高等学校		合計	
		数	%	数	%	数	%	数	%
学校数		692		325		144		1161	
児童生徒の自転車乗車時のヘルメット着用について、保護者にどのように呼びかけていますか（複数回答可）									
11	① 学校便り等で着用を呼びかけている	436	63.0%	119	36.6%	0	0.0%	555	47.8%
	② 入学時の説明会等で着用を呼びかけている	139	20.1%	219	67.4%	8	5.6%	366	31.5%
	③ その他	159	23.0%	41	12.6%	3	2.1%	203	17.5%
	④ 特に呼びかけていない	120	17.3%	74	22.8%	133	92.4%	327	28.2%
【関係する項目】（自転車損害賠償保険等への加入） 第十五条 自転車利用者（児童等である場合にあっては、その保護者）は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。									
児童生徒の自転車損害賠償責任保険加入について、貴校ではどのような対応をしていますか。									
12	① 全校児童生徒又は自転車利用者に対し、加入を義務付けている	2	0.3%	9	2.8%	29	20.1%	40	3.4%
	② 通学等で自転車利用を認めている者に加入を義務付けている	3	0.4%	16	4.9%	8	5.6%	27	2.3%
	③ 保険加入を推奨している	419	60.5%	245	75.4%	95	66.0%	759	65.4%
	④ その他	43	6.2%	10	3.1%	9	6.3%	62	5.3%
	⑤ 特に対応していない	224	32.4%	45	13.8%	3	2.1%	272	23.4%
児童生徒の自転車損害賠償責任保険加入について、保護者にどのように呼びかけていますか。（複数回答可）									
13	① 学校便り等で加入を呼びかけている	135	19.5%	87	26.8%	16	11.1%	238	20.5%
	② 入学時の説明会等で加入を呼びかけている	125	18.1%	199	61.2%	130	90.3%	454	39.1%
	③ その他	235	34.0%	73	22.5%	16	11.1%	324	27.9%
	④ 特に呼びかけていない	250	36.1%	52	16.0%	4	2.8%	306	26.4%
児童生徒の自転車損害賠償責任保険の加入状況について把握していますか。									
14	① 全児童生徒について把握している	13	1.9%	25	7.7%	80	55.6%	118	10.2%
	② 通学等（部活動などの学校の教育活動も含む。）で自転車利用を認めている児童生徒について把握している	0	0.0%	20	6.2%	22	15.3%	42	3.6%
	③ 通学で自転車利用を認めている児童生徒のみ把握している	7	1.0%	31	9.5%	42	29.2%	80	6.9%
	④ 把握していない	671	97.0%	249	76.6%	0	0.0%	920	79.2%
通学で自転車利用を認めている児童生徒について、自転車損害賠償責任保険の加入状況の人数は何人ですか。									
15	全児童生徒数(人)	264,084		127,756		103,347		495,187	
	① 通学で自転車利用を認めている児童生徒(人)	548		34,318		58,202		93,068	
	(%)	0.21%		26.86%		56.32%		18.79%	
	② ①のうち保険加入者(人)	239	43.6%	9,417	27.4%	49,854	85.7%	59,510	63.9%
	③ ①のうち保険未加入者(人)	10	1.8%	2,614	7.6%	6,833	11.7%	9,457	10.2%
⑤ ①のうち保険の加入状況がわからない者(人)	299	54.6%	22,287	64.9%	1,515	2.6%	24,101	25.9%	

※15の高等学校については、平成27年度実績で調査したもの



く 第 1 1 2 4 号
平成28年10月25日

教育委員会教育長 様

環境生活部長

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の
公布について（通知）

このことについて、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
が本日付けで公布され、平成29年4月1日に施行されますので通知します。

知事部局においては別添のとおり通知しましたので、貴職におかれましても、
この趣旨を踏まえ、本条例の円滑な施行及び運用が図られますよう適切な対応
をお願いします。

また、自転車の交通安全教育において学校は重要な役割を果たすことから、
特に乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険への加入等に向けて、今後
とも一層の連携協力をお願いします。

おって、市町村教育委員会への周知について、貴職からよろしく願いたい
します。

担当：くらし安全推進課交通安全対策室 広瀬、高木

TEL 043-223-2258

FAX 043-221-2969

E-mail ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp





く 第 1 1 2 4 号
平成 2 8 年 1 0 月 2 5 日

各課・所・局の長
様
各出先機関の長

環境生活部長

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の
公布について（通知）

このことについて、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が本日付けで公布され、平成 2 9 年 4 月 1 日に施行されますので通知します。

本条例は、自転車の安全で適正な利用を促進するための事業者の取組について規定しており、県も本条例の事業者たる性格があります。

また、本条例第 2 条（県の責務）において、県は、市町村、県民、事業者等と連携して自転車の安全で適正な利用を促進するための施策を策定・実施し、また、これらの団体等が実施する自転車の安全で適正な利用のための取組を促進するため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うこととされています。

つきましては、下記事項を参考に自転車の安全利用に関する取組を行うとともに、指定管理団体、公社等外郭団体及び関係団体にも本条例を周知していただき、本条例の円滑な施行及び運用が図られますよう、よろしく願います。

記

- 1 自転車の安全で適正な利用に関する啓発・指導（第 7 条第 1 項）
従業員（職員）が通勤や業務で自転車を利用する場合には、例えば、始業前の朝礼や研修会の場などの機会を通じた啓発、指導に努めること。
- 2 事業者による自転車の安全で適正な利用を促進するための取組（第 7 条第 2 項）
従業員（職員）に対して、道路交通法その他関係法令に規定する自転車のルールへの遵守を徹底することや、社内報等に自転車の安全利用についての情報を掲載すること、国や県、市町村が行う啓発キャンペーンなどの活動に積極的に参加するよう努めること。
- 3 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策への協力（第 7 条第 3 項）
国や県、市町村が実施する交通安全運動、各種街頭活動、自転車交通安全教室等に積極的に参加するよう努めること。

- 4 事業の用に供する自転車の点検整備（第13条第1項）
業務で自転車を利用する場合は、タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの日常的な点検や、自転車小売店等における定期的な整備に努めること。
- 5 反射器材の備付け（第14条第1項）
夜間の安全な利用のために、業務で利用する自転車の側面に反射器材（リフレクター等）を備え付けるように努めること。
- 6 自転車賠償責任保険等への加入（第15条第2項）
業務で自転車を利用し、誤って相手に怪我をさせた場合等に備えて、業務上の賠償事故を補償する保険等への加入に努めること。
なお、公用自転車に係る保険の一括契約について、当部くらし安全推進課において検討中。

【参 考】

- 1 送付一覧
 - (1) 平成28年10月25日付け千葉県報号外第57号
 - (2) 千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について
 - (3) 千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年千葉県条例第58号）
- 2 ホームページアドレス
<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/koutsuuanzen/jikoboushi/kenminsanka/jitenshajourei.html>

担当：くらし安全推進課交通安全対策室 広瀬、高木

TEL 043-223-2258

FAX 043-221-2969

E-mail ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成29年4月1日から施行されます。本条例は、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

1 条例制定の背景

自転車は、環境負荷もなく、健康増進に役立つ交通手段であり、子どもから高齢者まで幅広く利用され、県民の日常生活に密着している乗り物です。一方で、交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の走行が社会的に問題となってきており、県内で自転車利用者が加害者となる死亡事故も発生しました。全国的には高額な損害賠償事例もあり、自転車の安全利用対策が求められています。

2 条例の概要

(1) 目的

自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県、県民、自転車利用者の責務等を明らかにし、また、関係者がそれぞれの役割を果たすことにより、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会を実現させることを目的とする。

(2) 各主体の責務等

ア 県

自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、及び実施する。

イ 県民

自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全利用のための取組を実施し、及び県等の施策への協力に努める。

ウ 自転車利用者

(ア) 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法等の関係法令を遵守する。

(イ) 自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努める。

(ウ) 自転車を運転する上で注意すべき事項を励行し、自転車に関係する交通事故を自ら防止するよう努める。

エ 市町村

区域内の実情に応じた施策を策定し実施に努める。

オ 事業者

自転車で通勤する従業員、事業活動で自転車を利用する従業員に対する自転車の安全で適正な利用に必要な啓発・指導に努める。

カ 関係団体

自転車の安全で適正な利用を促進する取組の推進及び県等の施策への協力を努める。

キ 自転車小売業者等

自転車購入者等に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供、助言に努める

(3) 交通安全教育の充実

ア 県 県民に対する交通安全教育を行う。

イ 学校 自転車交通安全教育、啓発を実施するよう努める。

ウ 家庭 保護者は高校生相当以下の者に対して、交通安全教育を行うよう努める。家族は高齢者（65歳以上）に対して、乗車用ヘルメットの着用その他自転車利用に関する助言に努める。

(4) 自転車利用における安全確保

ア 点検整備及び防犯対策

自転車利用者等は、安全性を確保するため、必要な点検整備の実施に努める。また、自転車利用者は盗難防止のための施錠等の防犯対策に努める。

イ 反射器材の備付け、乗車用ヘルメットの着用等

自転車側面への反射器材、夜間運転時の反射材の装着その他その存在を示すための措置に努めるほか、保護者は高校生相当以下の者に乗車用ヘルメットの着用等をさせるよう努め、高齢者は乗車用ヘルメットの着用等に努める。

(5) 保険加入

自転車利用者等は、自転車損害賠償保険等の加入確認及び保険加入に努める。

(6) その他

ア 広報・啓発

県は、自転車の安全で適正な利用を促進するための広報・啓発を行う。

イ 道路環境の整備

県は、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を図る。

(7) 施行期日

平成29年4月1日

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 28 年千葉県条例第 58 号）

（目的）

第一条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全で適正な利用に関し、県、県民及び自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の責務並びに市町村、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体（以下「関係団体」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等（法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第二条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携協力して、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用のための取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第三条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

第四条 自転車利用者は、車両（法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者としての責任を自覚し、法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、自転車の放置（自転車が自転車駐車場以外の公共の場所に置かれており、かつ、その自転車の利用者がその自転車を離れて直ちに移動することができない状態をいう。）をしないよう努めなければならない。

第五条 自転車利用者は、法その他の法令を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を励行し、自転車が関係する交通事故を自ら防止するよう努めなければならない。

- 一 交差点を通行しようとするときは、信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、状況に応じて一時停止又は徐行するなど、安全を確認して通行すること。
- 二 日没から日の出までの間のほか、夕方には前照灯を点灯すること。
- 三 他の自転車との並進その他の歩行者、自転車及び自動車等の通行の妨げとなるような運転をしないこと。
- 四 自転車の通行が認められている歩道において、歩行者に危害及び迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮し、自転車を押して歩くこと。
- 五 他の交通の安全に配慮し、道路及び交通の状況に応じた適正な速度及び方法で走行すること。
- 六 傘若しくはスマートフォンその他の携帯電話を使用し、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽等を聴きながら運転するなど、運転に必要な注意を怠ることにつながる行為をしないこと。

(市町村の役割)

第六条 市町村は、その区域内の実情に応じた自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第八条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車小売業者等による情報提供等)

第九条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車を

購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和三十五年法律第八十七号）第十二条第三項に規定する防犯登録をいう。）を受ける義務について説明するよう努めるものとする。

- 2 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）の必要性及び効果を説明するよう努めるものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
- 4 自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

（県民に対する自転車交通安全教育）

第十条 県は、県民に対し、自転車を安全で適正に利用するための交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行うものとする。

（学校における自転車交通安全教育等）

第十一条 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の設置者及び長（以下「学校の設置者及び長」という。）は、在学する児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

- 2 学校の設置者及び長は、在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実践するよう配慮しなければならない。
- 3 学校教育法第一条に規定する大学又は同法第二百二十四条に規定する専修学校の設置者及び長は、在学する学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。

（家庭における自転車交通安全教育等）

第十二条 児童等（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者（以下「保護者」という。）は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

- 2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットを着用させることその他の自転車の安全で適正な利用のために必要な助言をするよう努めなければならない。

（自転車の点検整備及び防犯対策）

第十三条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するため、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

(反射器材の備付け及び乗車用ヘルメットの着用等)

第十四条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車の側面に反射器材を備え付けるよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、夜間等における反射材の装着その他その存在を示すために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

4 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用し、又は使用するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十五条 自転車利用者（児童等である場合にあっては、その保護者）は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

2 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

(広報及び啓発等)

第十六条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 県は、自転車利用者がその利用する自転車に関係する交通事故によって生じた損害を賠償する責任を負う場合があることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入を促進するために必要な情報を提供するものとする。

(道路環境の整備)

第十七条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動

車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後三年を目途として、自転車を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(千葉県交通安全条例の一部改正)

3 千葉県交通安全条例（平成十三年千葉県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(自転車事故の防止等)

第十八条 県は、自転車の交通事故を防止し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。